

事 務 連 絡
平成23年4月1日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

平成23年東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等への
災害復旧のための貸付について

独立行政法人福祉医療機構における災害復旧のための貸付について、別紙のとおり、融資率等を更に優遇する措置を図ることとしたので、各地方公共団体におかれましては、管内の社会福祉法人等に対して周知を図り、活用されるようお願い申し上げます。

連絡先

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課 振興係

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 2869

(直通番号) 03-3595-2616

※融資の問い合わせは、福祉医療機構福祉貸付事業部にお問い合わせください。(03-3438-9282)

平成23年4月1日

東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等への災害復旧のための貸付について

地震により被災した社会福祉施設、医療機関等の早期復旧を支援するため、福祉医療機構による貸付について、融資率、償還期間等を更に優遇します。

<災害復旧貸付（福祉貸付）の概要（利率は平成23年4月1日現在）>

【福祉貸付事業】

被災した社会福祉施設等の優遇措置

（設置・整備資金）

- ・ 融資率（自己負担額のうち、融資できる割合）（3月15日から）（4月1日から）
通常貸付時の融資率が70%の施設 → 75%に引き上げ → 90%に引き上げ
通常貸付時の融資率が75%の施設 → 80%に引き上げ → 90%に引き上げ

・ 貸付利率

通常の貸付利率 1. 50%～2. 00% → 無利子

※特定有料老人ホーム、営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等は除きます。

（経営資金）

- ・ 融資率（3月15日から）（4月1日から）
通常貸付時の融資率が70%の事業 → 75%に引き上げ → 90%に引き上げ
通常貸付時の融資率が75%の事業 → 80%に引き上げ → 90%に引き上げ

・ 償還期間 通常貸付時 5年以内 → 10年以内

・ 据置期間 通常貸付時 6ヶ月以内 → 1年以内

・ 貸付利率 貸付利率 通常の貸付利率に同じ 1. 3% → 0. 5%

平成 23 年（2011 年）東日本大震災に かかる災害復旧資金の概要（福祉貸付）

1. 対象範囲

平成 23 年東日本大震災により被害を受けた社会福祉施設等の開設者であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者の災害復旧に係る資金。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金 経営資金	90%	50～90%

3. 貸付利率

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金	無利子（※1、※2）	1.50%（1.20%）～ 1.60%（1.30%）（※3）
経営資金	0.5%（※4）	通常の貸付利率 1.30%

※1）社会福祉法人であって、保証人の免除を希望する場合は、0.05%

※2）特定有料老人ホーム、営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等を除く

※3）利率の（ ）は、10年金利見直し貸付けにおける当初10年間の適用金利

なお、利率は平成 23 年 4 月 1 日現在（利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせ下さい。）

※4）社会福祉法人であって、保証人の免除を希望する場合は、0.55%

4. 償還期間(据置期間)

貸付金の種類	災害復旧資金	通常
設置・整備資金	償還期間：15～30年以内※ 据置期間：2～3年以内 ※	
経営資金	償還期間：10年以内 据置期間：1年以内	償還期間：5年以内 据置期間：半年以内

※貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、お問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 福祉貸付部 福祉審査課

TEL 0120-3438-62

FAX (03) 3438-0583

3. 既往貸付に係る返済猶予の実施

被災地の貸付先であって、本災害により被害を受けた貸付先については、当面6か月の返済猶予(元利金)を実施する。

(問い合わせ先)

独立行政法人福祉医療機構 顧客業務部 顧客業務課

TEL 0120-3438-64

FAX (03) 3438-9248